

公 告

支担当第217号
令和6年11月29日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 浅沼 猛

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
（ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。）
- 2 入札日時 令和7年1月15日（水） 11:00
- 3 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室（A棟 15階東側）（紙による入札がある場合のみ）
- 4 入札参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和4年度から6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
 - （4）格付けされている令和4年度から令和6年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること（任意様式）。

（提出期限： 令和6年12月13日（金） 12:00 ）

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。

- 5 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成 作成する。
- 9 契約条項 役務請負契約条項（基本契約条項）
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※1
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※2
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（該当する場合）
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※1及び※2は、別紙1及び別紙2を確認されたい。
- 10 入札に付する事項
(1) 件名 防衛省クラウド（仮称）データセンターの建設に係る技術支援役務
(2) 要求番号 24K2E6090
(3) 規格 仕様書のとおり
(4) 数量 1式
(5) 履行場所 仕様書のとおり
(6) 履行期限 令和8年3月31日（火）
- 11 入札に関する条件 **仕様書第2.4.2項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第4.3.1項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
(提出期限：令和6年12月13日（金） 12:00)
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
- 12 その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、令和7年1月14日（火） 17:00 を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和7年1月9日（木）までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書（内訳を含む）を提出されたい。
令和6年12月13日（金） 12:00 まで（メール又はFAX可）（**見積書提出先**）大久保： jlokubo@ext.is.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7) 入札説明会は実施しない。
- 13 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 担当：山下
TEL：03-3268-3111（内線30197） FAX:03-5269-3282 MAIL：jyamashita02@ext.is.mod.go.jp

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は、無効とする。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

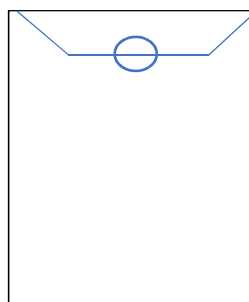
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」

内封筒（裏）



外封筒

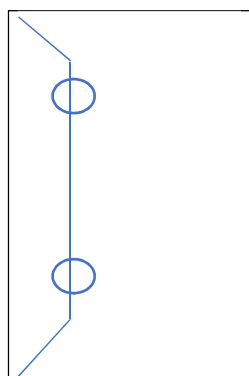
（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」

又は



令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEPS)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(GEPS)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格決定通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得別紙第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙第2)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

調達要求番号：24K2E6090

統合幕僚監部仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 4 - 6 0 6 2
防衛省クラウド（仮称）データセンターの 建設に係る技術支援役務	作成年月日	令和6年11月27日
	改正年月日	—
	作成部隊等	統合幕僚監部指揮通信システム部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省にて整備される防衛省クラウド（仮称）事業に伴い設置するデータセンターにおける技術支援役務（以下“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、**J I S P 0 1 3 8**、**J I S X 0 0 0 1**～**J I S X 0 0 3 2**、**I E T F**及び**I T U - T**による**勧告**並びに**I E E E 規格**によるほか、**付表1**のとおりとする。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、本仕様書と異なる場合は、本仕様書に定める事項を優先する。ただし、契約後、当該文書に改定があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 規格

- 1) **J I S P 0 1 3 8 紙加工仕上寸法**
- 2) **J I S X 0 0 0 1**～**J I S X 0 0 3 2 情報処理用語**
- 3) **I E T F**による**勧告**
- 4) **I T U - T**による**勧告**
- 5) **I E E E 規格**

b) 法令等

- 1) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）（以下“情報セキュリティ通達”という。）
- 2) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31. 1. 9）
- 3) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装普武第188号。31. 1. 9）
- 5) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）
- 6) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2024年（令和6年）5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）

c) 設計書等

- 1) 中央クラウド全体設計書「注意」（令和7年3月）（案）
- 2) 中央クラウド詳細設計書「注意」（令和7年3月）（案）

1.3.2 関連文書

a) 法令等

- 1) 「公用文作成の考え方」の周知について（内閣文第1号。令和4年1月11日）
- 2) 防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令（平成15年防衛庁訓令第19号）
- 3) 防衛情報通信基盤の維持管理及び運用に関する業務処理要領について（通達）（防官情第22

09号。18.3.24)

- 4) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成29年自衛隊統合達第15号）
- 5) 防衛情報通信基盤管理データ通信網監査実施要領について（通知）（統幕指企第14号。26.1.20）

2 本役務に関する要求

2.1 目的

近年のクラウド及びデータセンターに関連する技術はめまぐるしい速度で進歩していることから、防衛省クラウド（仮称）に向け整備している中央クラウドにおいても安定運用及び継続整備の観点から最新の技術動向に追従する必要がある、特にクラウドを支えるデータセンターに関しては、一般的な技術に加え、防衛省独自の運用統制の観点から、防衛省独自のデータセンターに関する要件を検討する必要がある。

本役務は、これらの背景を考慮し、データセンターの整備に資するために必要となる各種検討成果を段階的な手順を踏んで導出する技術支援を行うものである。

2.2 事業全体スケジュール（基準）

事業全体スケジュール（基準）を図1に示す。

	6年度							7年度								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
本役務	既存施設の調査及び計画要件整理															
	ユーザー要件作成及びその見直し、評価検討結果の取りまとめ															
				○中間報告#1				○中間報告#2					○中間報告#3			○最終報告

図1 事業全体スケジュール（基準）

2.3 実施要領

2.3.1 役務実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、本役務の方針、要求分析、計画、体制及び提出書類を記した**役務実施計画書**を作成し、統合幕僚監部指揮通信システム部（以下“調達要求元”という。）の確認を得た後、提出するものとする。

2.3.2 本役務の実施

- a) 契約相手方は、**役務実施計画書**及び**附属書A**に示す細部要求に基づき本役務を行う。
- b) 本役務内容は、次の項目について実施する。細部は、**附属書A**によるものとする。
 - 1) 既存施設の調査
 - 2) 計画要件（調査を踏まえた前提条件）の整理
 - 3) ユーザー要件作成と評価

2.3.3 報告会の実施

a) 中間報告会の実施

契約相手方は、本役務の中間段階において中間報告会を行い、**中間報告会資料**の内容について調達要求元の確認を受け提出するものとする。

なお、中間報告会の実施要領は、**附属書B**による。

b) 最終報告会の実施

契約相手方は、納期までに本役務の成果をまとめた**最終報告会資料**を作成し、最終報告会を行い調達要求元の確認を受け提出するものとする。

なお、最終報告会の実施要領は、**附属書C**による。

- 1) 契約相手方は、**最終報告書資料**作成開始の前に、目次構成について調達要求元の承認を受けるものとする。

- 2) 契約相手方は、最終報告会の1週間以上前に最終報告会資料案を調達要求元に説明し、確認を受けるものとする。

2.4 実施体制

2.4.1 本役務の実施体制

- a) 契約相手方は、本役務の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えるものとする。
- b) 契約相手方は、データセンター事業に従事した経験を有し、データセンターに関する建築及び運用に関する知見を有するものとする。
- c) 全国規模のネットワーク・システムの調達支援又はネットワーク設計、構築支援の経験を有するものとする。
- d) 契約相手方は、防衛省が整備するクラウドの設計書等に関する技術を深く理解することができ、他事業との間で円滑な調整を行うことができる体制を有するものとする。

2.4.2 本役務の業務従事者

契約相手方は、契約締結後速やかに**付紙様式**により、**業務従事者名簿**を作成し調達要求元に提出する。

なお、次の項目に合致するものを充てるものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい個人（以下“業務従事者”という。）
- b) 前記 a) の業務従事者が本契約を履行するために次に示す経験、資格、業績等を有すること。
 - 1) 建築に関する知見・業務経験を持ち、5年以内にサーバー100ラック以上を配置するデータセンターを用途とした建物及び付帯設備の設計若しくはコンサルティング業務の実績を有すること。
なお、必要に応じてこれを証明する業務経歴を入札説明書に記載の提出期限までに契約担当官等に提出するものとする。
 - 2) 全国規模の情報ネットワーク・システムの障害対応、保守業務等の運用に携わった経験
 - 3) 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験における応用的知識・技能以上の資格又は同等以上の資格
- c) 上記 a) の業務従事者が前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官の定める「監督及び検査実施要領」に基づき実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 貸付品

契約相手方は、**表1**に示す品目及び官側が必要と認めるものについて、官側と調整のうえ、無償で貸付を受けることができる。手続きは、**防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第6条**の規定によるものとする。

表1 貸付品

番号	品名	数量	取扱区分	貸付時期及び貸付・返納場所
1	A棟電算機室及び電気系統関連図面	1式	—	貸付時期：契約相手方の申請から契約納期までを基準とする。 貸付・返納場所：調達要求元の指示による。
2	中央クラウド全体設計書「注意」（令和7年3月）（案）	1式	注意	
3	中央クラウド詳細設計書「注意」（令和7年3月）（案）	1式	注意	

4.2 提出書類

提出書類は、表2による。

表2 提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	媒体
1	役務実施計画書	1式	調達要求元	契約締結後，速やかに	データ送付 注 ^{a)}
2	業務従事者名簿	1式		契約締結後，速やかに	
3	進捗状況報告	1式		月1回	
4	中間報告会資料	1式		中間報告会実施前	
5	中間報告会議事録	1式		中間報告会終了後，速やかに	
6	最終報告会資料	1式		最終報告会実施前	
7	最終報告会議事録	1式		最終報告会終了後，速やかに	

注^{a)} データ送付は防衛セキュリティゲートウェイ（DSG）を活用することを基準とし、ファイル形式は官側との調整による。

4.3 情報保全

4.3.1 情報の取り扱い

契約相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）その取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされ

ないことを保障する履行体制

4.3.2 サプライチェーン・リスク対応

契約相手方が第三者を従事させる場合は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に基づく所要の措置を実施するものとする。

契約相手方は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

4.3.3 再委託対応

契約相手方は、再委託する場合において、**デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**に基づき、次の事項を遵守するものとする。

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 再委託先の事業者が義務を実施させる場合は、契約相手方は官側に再委託先業者の業務履行状況の報告を行うとともに、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責にすべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。
- c) 再委託先の事業者が義務違反をした場合は、官側は再委託中止の請求等を行うことができるものとする。

4.4 施設の立入等

契約相手方は、施設の立入及び電子計算機の持込みについては、官側の指定する措置を実施し、必要な時期までに許可を得るものとする。

なお、防衛省の立入制限区域への立入経験がない契約相手方については、立入の3ヶ月前に申請をするものとする。

4.5 著作権及びその他の権利

著作権及びその他の権利は、次による。

4.5.1 契約相手方は、中間報告会資料及び最終報告会資料（以下“資料”という。）等の作成に際して第三者が有する著作権、著作人格権、特許権等（営業秘密、ノウハウ等を含む。）（以下“著作権等”という。）を侵害しないことを確認するものとする。

4.5.2 この契約において作成した資料等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者から何らかの請求、主張が行われた場合、契約相手方は、自己の費用により当該第三者と交渉、訴訟を行い、発生する損害賠償の責任をすべて契約相手方が負うものとする。

4.5.3 この契約において作成され、納入される著作物に著作権等が発生する場合、その権利は次によるものとする。ただし、官側は必要と認められる範囲において納入された著作物を官側の範囲内における使用のために翻案、翻訳及び複製（以下“利用”という。）することができる。

- a) 契約相手方が従来から有していた資料等の著作権等は、契約相手方に留保されるものとする。ただし、官側は、契約相手方の同意の下、契約相手方が有する著作権等に係る当該資料等を官側の指定する第三者に官側との契約の下で利用させることができる。この場合、契約相手方は、正当な理由がない限り同意を拒まないものとする。
- b) この契約で新たに契約相手方に発生する資料等の著作権等は、官側に譲渡するものとする。
- c) 契約相手方は、著作権等を官側に譲渡する際、**a)**又は**b)**の区分を明記するものとする。
- d) 契約相手方は、本契約の下で作成した資料等の著作人格権を官側及び官側の指定する第三者に対して行使しないものとする。ただし、契約相手方が当該第三者に対して著作人格権を行使しない範囲は、官側が契約の下で利用させる報告書等に限るものとする。

その他官側及び契約相手方は、著作権法上の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その

都度、協議して解決するものとする。

4.6 官側における支援

契約相手方は、本役務の履行に当たり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 本役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 事前調整及び現地調査時の支援
- c) その他官側が必要と認めたもの

4.7 仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

付表 1－用語の定義

用 語	用語の定義
I E T F (による勧告)	インターネット特別技術調査委員会(Internet Engineering Task Force)の略であり、I S O C (インターネット学会)の下部機関の1つ。インターネット上で使われる各種プロトコルを標準化し、R F Cとして発行・管理を行っている。 当該標準規格をI E T Fによる勧告という。
I T U－T (による勧告)	国際電気通信連合・電気通信標準化部門(International Telecommunication Union Telecommunication Standardization Sector)のことをいい、電気通信に関する国際標準の策定を行っている。 標準化が正式に承認されたものを「I T U－T勧告」という。
I E E E (規格)	米国に本部を持つ電気・通信技術に関する学会であり、内部組織であるI E E E－S A (I E E E－Standard Association)が策定している電気通信関連技術の標準化規格をI E E E規格という。
データセンター	防衛省・自衛隊の情報システム等が加入する全省的な通信基盤として、体系的に構築される高速・大容量の通信ネットワークをいう。
J E I T A規格	電子情報技術産業協会 (Japan Electronics and Information Technology Industries Association) が規定する電子デバイス全般に関する規格をJ E I T A規格という。

業務従事者名簿

番号	所属	職位	氏名	備考 (資格・経験等)

附属書A

(規定)

「防衛省クラウド（仮称）データセンターの建設に係る技術支援役務」細部要求

A.1 総則

この附属書は、JSO-24-6062 統合幕僚監部仕様書「防衛省クラウド（仮称）データセンターの建設に係る技術支援役務」の細部要求事項を示すものである。

A.2 技術支援の背景及び実施範囲

A.2.1 背景

中央クラウドは、防衛省デジタル・ガバメント推進計画に基づき、令和2年3月にD I Iクローズ系に整備されたクラウド基盤である。中央クラウドは、令和7年2月で5年を経過するため、次期中央クラウドへ換装予定である。次期中央クラウド換装以降、防衛省にて整備されるデータセンターに必要な施設面、ファシリティ面から検討を実施し、各要件を定義する必要がある。

A.2.2 実施範囲

A.2.1 を考慮した官側の検討の資となる検討結果を導出するため、本役務で実施する技術支援の範囲は、次のとおりである。

- a) 既存施設の調査
- b) 計画要件整理
- c) ユーザー要件作成と評価

A.3 技術支援項目

A.3.1 既存施設の調査

契約相手方は次に示す事項に基づき、防衛省が所有する既存施設への調査を実施するものとする。

- a) J E I T A規格に準拠した既存施設の評価
- b) 運用状況の確認

A.3.2 計画要件整理

契約相手方はA.3.1の結果を踏まえ、次に示す計画要件を整理するものとする。

- a) 収容ラック数
- b) 1ラックあたりの供給電源容量
- c) 建築物（データセンターが入居予定の庁舎）及び設置場所に対する要件

A.3.3 ユーザー要件作成と評価

契約相手方はA.3.1及びA.3.2の結果を踏まえ、次に示すユーザー要件の作成と評価を実施するものとする。

- a) コンセプト
- b) 必要諸室
- c) 建築計画（新設予定庁舎にデータセンターが入居する場合に必要な敷地利用、建物構造等の計画）
- d) 電気設備計画
- e) 機械設備計画
- f) 抗たん化計画
- g) セキュリティ（入退室）レベル

- h) ファシリティ（基準）への対応
- i) サーバー室付帯設備計画（電源／NW 配線／ラック固定）
- j) サーバー室モデルプラン

A.4 報告会の実施

本役務における報告会については、次のとおり。

A.4.1 中間報告会の実施

本役務における中間報告会については、**附属書B**のとおり。

A.4.2 最終報告会の実施

本役務における最終報告会については、**附属書C**のとおり。

附属書B
(規定)
中間報告会実施要領

B.1 適用範囲

この附属書は、本役務に関する中間報告のため、官側が実施する中間報告会の実施要領について規定するものである。

B.2 目的

契約相手方が、仕様書に基づき作成する本役務の**中間報告会資料**の説明を行い、その内容を官側が確認するものである。

B.3 実施要領

B.3.1 中間報告会の構成

中間報告会の構成は、報告会主催者及び報告会委員並びに契約相手方とする。

- a) 報告会主催者は、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課指揮通信システム開発室長とする。
- b) 報告会委員は、内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部その他議長の指名する者とする。

B.3.2 所掌事項

- a) 報告会主催者は、本要領に基づき、中間報告会の招集と統括を行う。
- b) 報告会委員は、本要領に基づき、必要な事項の検討及び調整を行う。
- c) 契約相手方は、本要領に基づき、中間報告会での報告並びに必要な事項の検討及び調整を行う。

B.3.3 実施内容等

中間報告会の実施内容は、**役務実施計画書**による。実施の細部については、調達要求元と調整するものとする。

なお、契約相手方は中間報告会の実施前までに**中間報告会資料**を、中間報告会終了後に**中間報告会議事録**を作成し調達要求元に提出するものとする。

B.3.4 細部検討会

報告会主催者は、中間報告会に先立ち、必要に応じて細部検討会を実施することができるものとする。

附属書C
(規定)
最終報告会実施要領

C.1 適用範囲

この附属書は、本役務に関する最終報告のため、官側が実施する最終報告会の実施要領について規定するものである。

C.2 目的

契約相手方が、仕様書に基づき作成する本役務の**最終報告会資料**の説明を行い、その内容を官側が確認するものである。

C.3 実施要領

C.3.1 最終報告会の構成

最終報告会の構成は、報告会主催者及び報告会委員並びに契約相手方とする。

- a) 報告会主催者は、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課指揮通信システム開発室長とする。
- b) 報告会委員は、内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部及びその他議長の指名する者とする。

C.3.2 所掌事項

- a) 報告会主催者は、本要領に基づき、最終報告会の招集と統括を行う。
- b) 報告会委員は、本要領に基づき、必要な事項の検討及び調整を行う。
- c) 契約相手方は、本要領に基づき、最終報告会での報告並びに必要な事項の検討及び調整を行う。

C.3.3 実施内容等

最終報告会の実施内容は、**役務実施計画書**による。実施の細部については、調達要求元と調整するものとする。

なお、契約相手方は最終報告会の実施前までに**最終報告会資料**を、最終報告会終了後に**最終報告会議事録**を作成し調達要求元に提出するものとする。

C.3.4 細部検討会

報告会主催者は、最終報告会に先立ち、必要に応じて細部検討会を実施することができるものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—																					
	調 達 要 求 番 号	24K2E6090																					
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年11月27日																					
	作 成 部 課	統合幕僚監部指揮通信システム部																					
	作 成 年 月	令和6年11月27日																					
品 名	防衛省クラウド(仮称)データセンターの建設に係る技術支援役務																						
仕 様 書 番 号	JSO-24-6062																						
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付品</td> <td>中央クラウド全体設計書「注意」(令和7年3月)(案)</td> <td>—</td> <td>「注意」</td> </tr> <tr> <td>貸付品</td> <td>中央クラウド詳細設計書「注意」(令和7年3月)(案)</td> <td>—</td> <td>「注意」</td> </tr> <tr> <td>検討資料</td> <td>官が作成した電算機室のシステム構成図及び設置場所が具体的になっている各種検討資料</td> <td>契約相手方が作成した本役務に関連する各種検討資料</td> <td>官が指定する内容の記述が伏せられた資料を除く。</td> </tr> <tr> <td>局舎図面等</td> <td>官が作成した局舎図面及び電源系統図等に係る各種資料</td> <td>契約相手方が作成した本役務に関連する各種会議資料</td> <td>官が指定する内容の記述が伏せられた資料を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項 特になし。</p>				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	貸付品	中央クラウド全体設計書「注意」(令和7年3月)(案)	—	「注意」	貸付品	中央クラウド詳細設計書「注意」(令和7年3月)(案)	—	「注意」	検討資料	官が作成した電算機室のシステム構成図及び設置場所が具体的になっている各種検討資料	契約相手方が作成した本役務に関連する各種検討資料	官が指定する内容の記述が伏せられた資料を除く。	局舎図面等	官が作成した局舎図面及び電源系統図等に係る各種資料	契約相手方が作成した本役務に関連する各種会議資料	官が指定する内容の記述が伏せられた資料を除く。
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考																				
貸付品	中央クラウド全体設計書「注意」(令和7年3月)(案)	—	「注意」																				
貸付品	中央クラウド詳細設計書「注意」(令和7年3月)(案)	—	「注意」																				
検討資料	官が作成した電算機室のシステム構成図及び設置場所が具体的になっている各種検討資料	契約相手方が作成した本役務に関連する各種検討資料	官が指定する内容の記述が伏せられた資料を除く。																				
局舎図面等	官が作成した局舎図面及び電源系統図等に係る各種資料	契約相手方が作成した本役務に関連する各種会議資料	官が指定する内容の記述が伏せられた資料を除く。																				

入札書・見積書

令和7年1月15日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 浅沼 猛 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

調達要求番号 : 24K2E6090

担 当 者

連 絡 先

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履 行 期 限		令和8年3月31日	
			履 行 場 所		仕様書のとおり	
品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
防衛省クラウド(仮称) データセンターの建設 に係る技術支援役務	仕様書のとおり	式	1	/		
	以下余白					
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入札書・見積書

令和7年1月15日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 浅沼 猛 殿

年月日を記入

住所・会社名・代表者名・
連絡者を記入(ゴム印等可)

住所
会社名
代表者名
担当者名
担当者
連絡先

調達要求番号： 24K2E6090

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥				履行期限		令和8年3月31日	
				履行場所		仕様書のとおり	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考	
防衛省クラウド(仮称)データセンターの建設に係る技術支援役務	仕様書のとおり	式	1				
各欄に入札金額(税抜)を記入							
合	計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。